

国際日本文化研究センター事務組織規則

平成16（2004）年4月8日 制定
令和8（2026）年8月17日 最終改正

（目的）

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則（平成16年4月8日制定）第3条第6項、第5条第9項及び第6条第8項の規定に基づき国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の管理部、国際研究推進部及び情報管理施設に置かれる課及び室に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（課及び係）

第2条 事務組織に、その所掌事務を分掌させるため、課を置く。

- 2 課に課長を置き、事務職員をもって充てる。
- 3 課長は課の事務を所掌する。
- 4 課にその事務を分掌させるため、係を置く。

（課に置く室）

第3条 課に室を置くことができる。

- 2 室に室長を置き、事務職員をもって充てる。
- 3 室長は、室の事務を掌理する。

（課長補佐）

第4条 課に課長補佐を置くことができ、事務職員をもって充てる。

- 2 課長補佐は、課長を助け、課長が不在等の場合は、課長の代理として課の事務を処理する。

（専門職員）

第5条 課に専門職員を置くことができ、事務職員又は技術職員をもって充てる。

- 2 専門職員は、課の所掌事務のうち専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を処理する。

（係長）

第6条 係に係長を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。

- 2 係長は、係の事務を処理する。

（主任）

第7条 係に主任を置くことができ、事務職員又は技術職員をもって充てる。

- 2 主任は、係の事務に従事する。

（総務課の所掌事務）

第8条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- （1）センターの所掌事務に関し、連絡調整すること。
- （2）運営会議に関すること。

- (3) 連絡会議、執行調整会議に関すること。
 - (4) 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
 - (5) 諸規則の制定及び改廃等に関すること。
 - (6) 公印の管守に関すること。
 - (7) 人間文化研究機構本部事務局との連絡調整の総括に関すること。
 - (8) 職員の就業、給与等人事に関すること。
 - (9) 外国人研究員の雇用契約に関すること。
 - (10) 職員の健康管理及び福利厚生に関すること。
 - (11) 中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
 - (12) 評価に関すること。
 - (13) 情報公開に関すること。
 - (14) インスティテューショナル・リサーチ室に関すること。
 - (15) 総合情報発信室に関すること。
 - (16) 広報に関すること。
 - (17) ウェブサイト及びソーシャルネットワーキングサービスに関すること。
 - (18) 総合情報発信室が所掌するイベント等に関すること。
 - (19) 総合情報発信室が所掌する広報刊行物及び学術出版物に関すること。
 - (20) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項に関すること。
- (財務課の所掌事務)

第9条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 財務に係る契約に関すること。
- (4) 基金に関すること（他の課の所掌に属することを除く。）。
- (5) 資産の取得、管理及び処分に関すること（他の課の所掌に属することを除く。）。
- (6) 施設の整備及び維持管理に関すること。
- (7) 施設の工事に関すること。
- (8) その他財務に関すること。

(研究協力課の所掌事務)

第10条 研究協力課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 共同研究に関すること。
- (2) 民間企業等との共同研究に関すること。
- (3) 科学研究費補助金等各種補助金に関すること。
- (4) シンポジウムに関すること。
- (5) 海外における日本研究者及び日本研究機関に関する情報の収集並びに連絡調整に関すること。
- (6) 外国人研究員の受入れに関すること（総務課の所掌に属することを除く。）。

- (7) 国際研究企画室に関すること。
- (8) 総合研究大学院大学に関すること。
- (9) その他研究協力に関すること。

(情報管理課の所掌事務)

第11条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 文献、地図、映像・音響等の資料（以下「文献資料等」という。）の選択及び受入れに関すること。
- (2) データベースの構築に関すること。
- (3) データベースの維持管理に関すること。
- (4) 文献資料等の分類及び目録の作成に関すること。
- (5) 文献資料等の整理及び保管に関すること。
- (6) 文献資料等の閲覧及び貸付けに関すること。
- (7) 文献資料等の情報提供に関すること。
- (8) 図書館等との相互協力に関すること。
- (9) 機関リポジトリの運営に関すること。
- (10) 情報システム（他の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- (11) 情報セキュリティに関すること。
- (12) その他情報管理に関すること。

(課の事務分掌)

第12条 課の事務分掌については、別に定める。

(その他事務の内部組織)

第13条 前条までに定めるもののほか、公的研究費等の不正使用防止を図る目的として、管理部に検収室を、内部監査の円滑かつ効率的な推進を図る目的として、管理部に内部監査室を置く。

2 検収室及び内部監査室の設置については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日より適用する。
- 2 国際日本文化研究センター事務組織規程（昭和62年5月21日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月21日から施行し、平成27年5月1日より適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元（2019）年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8（2026）年8月17日から施行する。